

2018年8月9日

一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

フリーランス向け福利厚生制度『ベネフィットプラン』の拡充 ～働けなくなったときの長期の就業不能も補償～

一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会（代表理事：平田 麻莉、以下「フリーランス協会」と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、両者が連携して提供しているフリーランス向け福利厚生制度『ベネフィットプラン』の所得補償制度（任意加入）を2018年10月から拡充します。

1. 背景・経緯

- ・フリーランス協会と損保ジャパン日本興亜は、フリーランスが健全かつ前向きに活躍できる環境整備に貢献するため、2017年9月にフリーランス向け福利厚生制度『ベネフィットプラン』の提供を開始しました。（テストマーケティングは2017年7月に開始）
- ・現在、フリーランス協会・一般会員への加入で自動付帯となる賠償責任補償と福利厚生サービスに加え、任意加入でフリーランス自身の病気やケガによる就業不能に備えた所得補償制度（補償期間1年）を提供しています。
- ・フリーランスは会社員と異なり労災保険のような社会保障によるセーフティネットがなく、就業不能が収入減に直結し、生活に及ぼす影響が大きいと言われています。
- ・このような状況をふまえ、現在の所得補償制度（補償期間1年）に、新たに長期の就業不能に備えたプランや介護に備えたプラン等を2018年10月から追加します。
- ・多様な働き方の進展によりフリーランスの活躍の場がますます拡大する中で、フリーランス自身の病気やケガによる長期の就業不能や親の介護により働けなくなるリスクに備えた所得補償等を新たに提供することで、フリーランスがより安心して活躍できる環境の充実に努めます。

2. 新たに追加する補償プランおよびサービス

2018年10月から『ベネフィットプラン』に追加する補償プランおよびサービスは次のとおりです。

(1) 長期所得補償（GLTD）プラン

病気・ケガによる長期の就業不能に備えた長期所得補償に、個別に加入するよりも20%割安な保険料で加入することができます。（最長70歳まで補償）

(2) 親孝行サポートプラン・介護サポートプラン

①親孝行サポートプラン

親（補償対象者）が要介護2～5に認定され、その状態が90日を超えて継続した場合、親に一時金をお支払いします。

②介護サポートプラン

本人（補償対象者）が要介護2～5相当に該当され、90日を超えて継続した場合、本人に一時金をお支払いします。

(3) 【加入者向け】各種サポートサービス ※ご加入プランにより利用できるサービスが異なります。

①メンタルヘルスサービス

電話による臨床心理士等の個別カウンセリングなどのメンタルヘルス相談

②メディカル&関連サービス

健康・医療相談、介護相談、育児相談、健康管理相談、医療機関情報提供 など

③介護サポートサービス

家事代行サービス、配食サービス、見守りサービス、有料老人ホーム等紹介サービス など

3. 今後について

フリーランス協会と損保ジャパン日本興亜は、『ベネフィットプラン』の提供を通じて、フリーランスをはじめ、兼業や副業など多様な働き方を選択する人々が安心して働くことができる環境づくりに貢献していきます。

以上

ご参考1 フリーランス協会について

名称：一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会
 設立年月日：2017年1月26日（同年4月20日に一般社団法人化）
 代表理事：平田 麻莉
 事業内容：『ベネフィットプラン』の提供、フリーランス支援・啓発イベントの企画運営
 会員数：一般会員1,074名、無料会員8,700名（2018年7月現在）
 賛助企業：90社（2018年7月現在）

ご参考2 ベネフィットプランにおける保険・サービスの整理

	会社員の保障	フリーランスの保障	ベネフィットプラン	自動付帯	任意加入
健康保険	・療養の給付 ・入院時食事、生活療養 ・高額療養費	・国民健康保険 ・健康保険任意継続 ・国民健康保険組合			
業務上の賠償	・会社の各種賠償責任保険	なし	賠償責任補償	●	
各種相談窓口	・税務関連相談 ・法律関連相談	なし	WELBOX (イーウェル社 提供)	●	
福利厚生	【健康管理】 ・人間ドック、健康診断助成/ 心と体の電話相談 【資質向上】 ・セミナー/eラーニング 【リラクゼーション】 ・スパ、温泉施設 ・マッサージ	なし			
労災保険	・業務中のケガ	なし	所得補償制度 新プラン・サービス追加		●
	・労災時の休業補償	なし			



所得補償制度の充実

①長期所得補償（GLTD）プランを追加（団体割引20%適用）

- ・保険期間中に病気・ケガで就業不能になり、その期間が支払対象外期間を超えた場合に、就業障害である期間1か月につき、就業障害によって発生した収入の減少分を契約の保険金を限度として対象期間の満了までお支払します。（最長70歳まで補償）
- ・個別に加入するよりも20%割安な保険料で提供します。

②親孝行サポートプラン・介護サポートプランを追加

（親孝行サポートプラン）

- ・被保険者である親が要介護2～5に認定され、その状態が90日を超えて継続した場合、この特約の被保険者である親に一時金をお支払します。

（介護サポートプラン）

- ・被保険者本人が要介護2～5相当に該当され、90日を超えて継続した場合、被保険者に一時金をお支払いします。

③【加入者向け】各種サポートサービスを追加（損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤル）

<長期所得補償（GLTD）プランに付帯>

（メンタルヘルスサービス）

- ・電話による臨床心理士等の個別カウンセリングなどのメンタルヘルス相談 など

（メディカル&関連サービス）

- ・健康・医療相談、介護相談、育児相談、健康管理相談、医療機関情報提供 など

<親孝行サポートプラン、介護サポートプランに付帯>

（介護サポートサービス）

- ・家事代行サービス、配食サービス、見守りサービス、リフォームサービス、有料老人ホーム等紹介サービス など

※その他ベネフィットプランでは、コワーキングスペースや会計サービスなど、フリーランスに役立つ多様な優待サービスを利用することができます。